令和８年度

第５回定例農業委員会会議録

令和 ８年 ８月 20 日　　開催
令和 ８年 ８月 20 日　　閉会

（場所）綾川町綾南農村環境改善センター

令和８年度　第５回　綾川町農業委員会会議録

農委告示　第８号
　令和８年度 第５回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和８年８月 14 日
　農業委員会会長　笹川 武義

召 集　　令和８年８月 14 日
場 所　　綾川町綾南農村環境改善センター
開 会　　令和８年８月 20 日　　午後　１時 30 分
閉 会　　令和８年８月 20 日　　午後　　時　　分　（会期１日）

第１日目（8 月 20 日）　　出席委員　　１５　名

１番	笹川　武義	８番	滝川　廣男	16 番	松岡　正広
２番	國重　義廣	９番	三好　直樹	17 番	松内　利和
３番	末長　憲二	11 番	川西　正廣	18 番	藤重　英子
４番	長尾　清	12 番	丸尾　説男		
５番	西川　謙三	13 番	福家　範行		
７番	佐藤　裕子	15 番	長川　富雄		

農地利用最適化推進委員　　１７　名参加

昭和１	髙﨑 浩之	昭和１	三好 正晃	昭和２	長尾 豊弘	昭和２	片岡　等
陶	香川 秀範			陶	福家 棟貴		
滝宮１	津村 剛志	滝宮２	大野 政則	羽床１	鈴木 博文	羽床２	楠原 徳大
枌所	森本 廣隆			西分	岡田 行夫	山田１	山口 守
山田２	藤本 浩二	山田３	岡田 峯男	羽床上	泉谷 幸一	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員
　　９番　　三好　直樹　委員、　11 番　　川西　正廣　委員

欠席　　６番　　中島　美紀　委員、　10 番　　金滝　耕治　委員
　　14 番　　横井　博美　委員

公務のため出席した者の職氏名
　　事務局長　　田岡 大史
　　事務局代理　　葛西 謙一　、　三好勇太　、　沖　幸征
傍聴人　０人

議 事 日 程

令和８年８月 20 日

第１　会期の決定について
第２　議事録署名委員の指名について
第３　議案第 １号　農地法第３条（農業委員会）について
第４　議案第 ２号　農地法第４条（県知事）について
第５　議案第 ３号　農地法第５条（県知事）について
第６　議案第 ４号　農地法第５条事業計画変更申請について
第７　議案第 ５号　現況証明（農委分）について
第８　議案第 ６号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
第９　議案第 ７号　農業経営改善計画の認定（町）について
第 10　議案第 ８号　綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
第 11　議案第 ９号　令和７年度の点検・評価について
第 12　報告第 １号　農地法第 18 条（通知）について
第 13　報告第 ２号　綾川町地域計画の変更について

令和８年８月　農業委員会議事録

午後１時 30 分　　開会

職務代理

　みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和８年度第４回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

　それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

　【挨拶】

職務代理

　ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

　【挨拶】

職務代理

　ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

　それでは議事に移ります。

　本日の欠席者は、6 番　　中島　美紀　委員、　　10 番　　金滝　耕治　委員

　　14 番　　横井　博美　委員、　です。

　よって、農業委員出席者は、１５名です。会期の決定ですが、会期は本日１日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

　はい。

議長

　本日の議事録署名人には、 9 番　　三好　直樹　委員

　　11 番　　川西　正廣　委員

を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第３条の規定による許可申請について説明致します。今月は9件です。

議案第1号-1

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額150万円

申請地：[redacted]　田　931㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが新たに就農を考えていた譲受人が、譲渡人との間に売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、水田を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は180日を予定しており、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、軽トラックが各１台あります。

また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から3.8㎞、自動車で7分であり、譲受人が所有する事務所も当該農地に近接しておりますので、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額10万円

申請地：[redacted]　田　736㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲渡人は経営縮小のため、隣地の農地所有する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、世帯で12,149㎡、うち自身の自作地が5,477.4㎡、主に水稲の生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

譲受人の農作業暦は20年、農作業の従事日数は200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、草刈機、軽トラックが各１台所有しており、

農舎が 130 ㎡あります。また、野菜・果樹（の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.3 ㎞、徒歩で 7 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地　図：

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 30 万円

申請地：　　田　303 ㎡

譲渡人：

譲受人：

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、規模拡大を計画する譲渡人との間で売買の合意が取れ、、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 1,219 ㎡、水稲、野菜の生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

譲受人の農作業暦は 20 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、管理機、ハンマーナイフ、軽トラックが各１台所有しております。また、果樹（バナナ・スモモ・びわ・カキ等）の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、対象農地までの通作距離は、自宅から 2 ㎞、自動車で 4 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地　図：

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 15 万円

申請地：　　田　1,400 ㎡

譲渡人：

譲受人：

申請に至った理由ですが、譲渡人は経営縮小のため、新規就農を計画する隣地の宅地所有者である譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 150 日を予定しており、機械の所有状況については、管理機を１台所有しております。

取得後の営農計画としては、野菜・花卉、果樹の作付けを予定しております。

主に野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 2.5 ㎞、自動車で 3 分であり、譲受人が所有する事務所も当該農地に近接しておりますので、通作可能な圏内に居住するものと考えられま

す。
　以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第１号-5
　地　図：[redacted]
　権利等：　所有権移転　有償売買　総額 50 万円
　申請地：[redacted]　田　187 ㎡
　　[redacted]　田　1,300 ㎡　他　計 7,691.98 ㎡
　譲渡人：[redacted]
　譲受人：[redacted]
　申請に至った理由ですが[redacted]に居住している譲受人が、経営規模の拡大を計画している譲渡人との間で売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。
　譲受人の経営面積は、世帯では 30,276 ㎡うち自身の自作地が 5,872 ㎡、借入地 21,700 ㎡と合わせて 27,572 ㎡で、アスパラガス、イチゴの生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。
　取得後の営農計画としては、水稲、麦、オクラの生産を予定しております。
　譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 250 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、軽トラックを各１台所有しており、農舎が 300 ㎡あります。
　また、水稲、麦、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
　対象農地までの通作距離は、購入予定の自宅から 4.0 ㎞、自動車で 8 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
　以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第１号-6
　地　図：[redacted]
　権利等：　所有権移転　有償売買　総額 50 万円
　申請地：[redacted]　畑　698 ㎡　　他 2 筆　計 960 ㎡
　譲渡人：[redacted]
　譲受人：[redacted]
　申請に至った理由ですが[redacted]に居住している譲受人が、当該農地の隣接宅地を購入することとなり、譲渡人との間で申請地を含めた売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。
　譲受人は現在、[redacted]で農地を所有しており、その経営面積は、家族も含めた自作地が 21,181 ㎡あり、野菜、オリーブ、果樹の生産を行っており、[redacted]農業委員会による耕作証明が提出されております。

取得後の営農計画としては、柑橘類の生産を予定しております。
譲受人の農作業暦は 30 年、農作業の従事日数は 250 日で、機械の所有状況については、耕運機、軽トラックを各１台、草刈機 3 台所有しており、農舎が 50 ㎡あります。
また、果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、現在のところ自宅から 15.7 ㎞、自動車で 30 分余でありますが、購入予定の宅地隣接地であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-7
地　図：
権利等：　所有権移転　有償売買　総額 30 万円
申請地：　　畑　235 ㎡
譲渡人：
譲受人：
申請に至った理由ですが　に居住している譲受人が、譲渡人との間で当該畑付き住宅売買について合意が取れ、町内に居を構え、新たに新規就農を行うため、本申請に至ったものです。
譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、露地野菜を予定しております。
譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 100 日を予定しており、機械の所有状況については、動力噴霧器 1 台及び草刈機が 2 台ございます。
また、露地野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、購入予定の自宅から 0.3 ㎞、徒歩で 10 分であり、売買契約の確認も行っており、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-8
地　図：
権利等：　所有権移転　有償売買　総額 50 万円
申請地：
譲渡人：
譲受人：
申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、規模拡大を計画する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。
譲受人の経営面積は、自作地が 2,974 ㎡、借入地 30,890 ㎡と合わせて 33,864 ㎡で、水稲、イチゴの生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。
譲受人の農作業暦は2年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、軽トラックが各１台所有しております。
水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、自宅から2㎞、自動車で10分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-9
地　図：　[redacted]
権利等：　所有権移転　所有権移転　無償贈与（生前贈与）
申請地：　[redacted]　田　2,853㎡
譲渡人：　[redacted]
譲受人：　[redacted]
申請に至った理由ですが、譲渡人は生前贈与のため後継者へ所有権移転を行うため、本申請に至ったものです。
譲受人の自己所有農地はありませんが、父親である譲渡人の経営面積は、自作地が4,766㎡で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。
取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。
当該農地における譲受人の農作業暦は30年、農作業の従事日数は180日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックが各１台あります。
水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、自宅から5㎞、自動車で10分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は１件です。

議案第２号－1

地図・図面：[redacted]

申請地　　：[redacted]　田　357 ㎡

併用地　　：[redacted]地先　農道　16 ㎡　　総合計 373 ㎡

農地区分　：２種農地

申請者　　：[redacted]

転用目的　：露天 農機具置場

施設の概要：トラクター2 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台、スプレイヤー1 台置場

資金内訳　：土地代 0 万円、造成費 200 万円、建築費 0 万円

合計 200 万円

＜内訳＞自己資金 200 万円、借入金 0 万円

工事期間　：R8.10.1～R8.10.30

造成　　：20 ㎝排土した上で砕石敷き（30 ㎝）舗装（4 ㎝）

雨水　　：既設の道路側溝へ排水

汚水　　：該当なし

他法令許可：該当なし

水利　　：[redacted]水利組合・[redacted]池水利組合

隣接同意　：該当なし

始末書　　：なし

申請地は６月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

申請人は、認定農業者として経営拡大をしていたところ賃借していた農機置場が使用できなくなったため、自宅西側の農地を造成し、農機置場を整備するために申請するものです。

概要で説明いたしましたがトラクター2 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台、ブームスプレイヤー1 台の露天置場の予定でございます。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第２号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第５条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は5件です。

議案第3号－1

地図・図面：[redacted]

権利設定　：　所有権移転

申請地　　：[redacted]　田　242㎡　外2筆　合計1,310㎡

併用地　　：　なし

農地区分　：　2種農地

譲渡人　　：[redacted]

譲受人　　：[redacted]

転用目的　：　分譲住宅建設

施設の概要：　住宅　平屋建　４棟　409.08㎡、

利用率　　：　敷地面積1,310㎡、建築面積409.08㎡ 31.23%（≧30%）

資金内訳　：　土地代1,800万円、造成費1,200万円、建築費2,350万円

合計5,350万円

＜内訳＞自己資金5,350、借入金0万円

工事期間　：　R8.10.1～R11.10.31

造成　　：　盛土　0.42～0.59m

コンクリート擁壁　H=0.50m～1.05m

雨水　　：　溜桝を設置し、北側水路へ放流

汚水　　：　道路埋設管を経由して公共下水道に放流

他法令許可：　町建設課と開発許可協議中

水利　　：[redacted]池水利組合、[redacted]揚水組合

隣接同意　：　該当なし

始末書　　：　該当なし

譲受人は[redacted]に主たる事務所を置き、昭和58年に設立した土木・建築工事業を主に営む法人です。

転用目的は宅地分譲用地で、所有権の移転をするものです。

申請地は、陶駅近隣の第２種農地です。

申請地は町道西村線に面し、平屋住宅の問い合わせも多く分譲住宅に最適であると判断し、4区画の販売見込みが立つため選定したものです。

近隣への影響等はなく、排水にかかる水利等の同意も得ており、面積等規模も妥当であ

ることから問題ないと思われます。

議案第3号－2

地図・図面：[redacted]
権利設定　：　賃貸借権
申請地　　：[redacted]　田　543㎡外　合計1,449㎡
併用地　　：　なし
農地区分　：　3種農地
譲渡人　　：[redacted]
[redacted]
譲受人　　：[redacted]
転用目的　：　資材置き場・駐車場（一時転用）
施設の概要：　駐車場スペース5台分、資材置場計164㎡（太陽光パネル）
表土置場200㎡
資金内訳　：　土地代0万円、造成費100万円、建築費0万円
合計100万円
＜内訳＞自己資金100万円、借入金0万円
工事（一時転用）期間　：　R8.10.1～R10.9.30
造成　　：　表土剥ぎ取り20㎝、クラッシャラン敷20㎝
雨水　　：　排水桝を設置し、隣接水路へ放流
汚水　　：　なし
他法令許可：　なし
水利　　：[redacted]池水利組合、[redacted]土地改良区
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

譲受人は[redacted]に主たる事務所を置き、平成9年に設立した電気、空調設備業を主に営む法人です。

現在、[redacted]の北で建設工事を行っていますが、工事に伴う資材置場、現場作業員用駐車場及び工事用 表土置場を確保しようとするものです。一時転用につき、令和10年9月30日までの2年間、転用予定となっております。

近隣への影響等はなく、水利等の同意も得ており、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第3号－3

地図・図面：[redacted]
権利設定　：　所有権移転
申請地　　：[redacted]　畑　42㎡　外3筆　合計1,747㎡

併用地　：　[redacted]　43,059 ㎡　外 10 筆
総合計 56,328 ㎡
農地区分　：　2 種農地
譲渡人　：　[redacted]
[redacted]
[redacted]
譲受人　：　[redacted]
転用目的　：　駐車場用地
用途　：　露天駐車場
資金内訳　：　土地代 500 万円、造成費 3,500 万円、建築費 0 万円
合計 4,000 万円
＜内訳＞自己資金 4,000 万円、借入金 0 万円
工事期間　：　R8.10.1～R9.3.31
造成　：　盛土 H=0.10m～1m（良質花崗土による）
切土　H=0.10m～1.5m
コンクリート擁壁　重力式 0.6m～0.8m
L 型擁壁　1.5m～2.5m
雨水　：　溜桝から北側水路へ放流
汚水　：　該当なし
他法令許可：　盛土規制法について県と調整中
水利　：　[redacted]池水利組合、[redacted]揚水組合、[redacted]揚水組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　：　該当なし

譲受人は[redacted]に主たる事務所を置き昭和 27 年に設立した電気、配管関連資材の開発、製造、販売業を主に営む法人です。

現在、約 50 台分の従業員駐車場を整備していますが、工場の新設を計画しており、業務拡大に伴い、代替駐車場を確保する必要性が発生しました。

必要面積が確保出来る場所を検討したところ、当該農地につきましては本社から約 100 mの立地にあり、収容可能台数の面でも 47 台と必要最小限の規模を確保できることから申請に至りました。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第 3 号－4

地図・図面：　[redacted]
権利設定　：　所有権移転
申請地　：　[redacted]　田　1,204 ㎡　外　合計 2,723 ㎡
併用地　：　[redacted]　池沼　123 ㎡

総合計 2,846 ㎡

農地区分　：　2 種農地
譲渡人　　：　[redacted]
　　[redacted]
譲受人　　：　[redacted]
転用目的　：　事務所兼資材置き場
施設の概要：　事務所　平屋階建２棟 11.95 ㎡、
資金内訳　：　土地代 420 万円、造成費 350 万円、建築費 300 万円
　　合計 1,070 万円
　　＜内訳＞自己資金 570 万円、借入金 500 万円
工事期間　：　R8.9.20～R9.5.31
造成　　：　盛土　0～2.61m
　　切土　0.～1.0m
雨水　　：　溜桝を設置し、隣接水路へ放流
汚水　　：　汲み取り
他法令許可：　開発許可及び町道部床版設置について町建設課と協議中許可・
水利　　：　[redacted]池水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

譲受人は[redacted]に主たる事務所を置き、平成 18 年に設立した建設業を主に営む法人です。

現在、[redacted]に事務所用地があるものの余剰スペースがないため、新たに資材置場を確保しようとするものです。

近年綾川町での工事依頼が増えていることから、現場に近い申請地を選定し、併せて簡易な事務所 2 棟も設置予定としています。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第 3 号－5

地図・図面：　[redacted]
申請地　　：　[redacted]　田　320 ㎡
併用地　　：　[redacted]　宅地　43.22 ㎡　　総合計 363.22 ㎡
農地区分　：　2 種農地
譲渡人　　：　[redacted]
譲受人　　：　[redacted]
転用目的　：　非農家の自己住宅
施設の概要：　住宅　平屋建　1 棟 149.67 ㎡、（新規計画）
利用率　　：　敷地面積　363.22 ㎡、建築面積 149.67 ㎡　41.2％（≧30％）
資金内訳　：　土地代 0 万円、造成費 300 万円、建築費 3,800 万円

合計 4,100 万円
＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 4,100 万円

工事期間　：　R8.10.1～R9.6.1
造成　　：　盛土　10 ㎝～20 ㎝（花崗土）
　　コンクリート擁壁　西側 50 ㎝　南側 30 ㎝程度
雨水　　：　集水桝から北側既存宅地の排水管に接続、北側道路水路へ放流
汚水　　：　合併浄化槽による処理後、北側水路に排水
他法令許可：　該当なし
水利　　：　[redacted]池水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　なし

申請地は６月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。
申請人は、現在 家族 4 人で借家にて暮らしていますが、現在の住宅では手狭になったことから、実家の隣接地へ新たに住宅を新築する計画をしました。父の所有地の中で候補地を検討した結果、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。
近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明を願います。

事務局
それでは、議案第４号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について説明致します。
今月は１件です。

議案第 4 号－1
地図・図面：　[redacted]
申請地　　：　[redacted]　田　1,137 ㎡他 2 筆　合計 2,914 ㎡
併用地　　：　なし
農地区分　：　２種農地

申請者　　：　[redacted]
転用目的　：　分譲住宅
申請事由　：　工期延長　　変更前　　R5.8.4～R8.7.17（3年間）
　　変更後　　R5.8.4～R10.7.17（5年間）
施設の概要　住宅平屋建4棟101.41㎡/棟、
住宅平屋建2棟131.58㎡/棟　内４棟完成
資金内訳　：　全体事業費の変更なし
工事期間　：　R1.8.21～R8.8.20
造成　　：　本申請に伴う新たな造成はありません。（変更なし）
雨水　　：　各戸集水桝から計画地中央水路へ放流（変更なし）
汚水　　：　合併浄化槽を設置（変更なし）
他法令許可：　変更に伴う新たな協議等は該当なし
　　（法定外公共の払い下げ、開発許可）
水利　　：　[redacted]池水利組合の同意
　　工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。
隣接同意　：　工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。
始末書　　：　該当なし

申請人は、[redacted]に主たる事務所を置き、平成28年に設立、不動産売買を主に営む法人です。

令和5年7月18日付けで、農地法第5条の許可を受け6区画の分譲住宅について令和8年7月17日を目途に建設しておりましたが、計画期間内に事業完了できなかったもので、残り２棟が未完成の状態です。

令和10年7月17日まで、2年間の工期延長が必要であるとの変更申請書が提出されたものであります。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第5号現況証明について、説明します。今月は2件です。

議案第5号－1

地図・写真：[redacted]

申請地　　：[redacted]　畑　667㎡　外2筆　合計991㎡

現況地目　：山林原野

利用状況　：山林

申請人　　：[redacted]

平成18年に所有者が相続した時点で山林化しており、20年以上耕作放棄している状態です。

農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第5号－2

地図・写真：[redacted]

申請地　　：[redacted]　畑　256㎡　外1筆　合計345㎡

現況地目　：山林原野

利用状況　：山林

申請人　　：[redacted]

平成3年に所有者が相続した時点で耕作しておらず、以降30年以上耕作放棄している状態です。

現在は山林の様相を呈しています。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第5号－3

地図・写真：[redacted]

申請地　　：[redacted]　田　2,392㎡　外1筆　合計2,978㎡

現況地目　：山林原野

利用状況　：山林

申請人　　：[redacted]

平成8年頃に耕作しなくなり、以後30年以上耕作放棄している状態です。

現在は山林の様相を呈しています。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局
はい。議案第6号農地機構を通じた利用権設定について説明します。

契約件数：　19件　合計　21589.3㎡
新規契約：　14～19番　6件　6,856.3㎡
更新契約：　1～9番　9件　9,402㎡
移転・再貸付：　10～13番　4件　5,331㎡
貸付先は、記載のとおりとなっております。
以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局
はい、農業経営改善計画の認定について説明します。
今月は、更新4件、新規1件の申請がありました。
案件第1号から順に、説明します。

議案第7号-1（更新）

申請者　　：[redacted]
住所　　：[redacted]
設立月日　　：[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）　種子麦、一般麦
農業経営等に関する目標：（R13 目標）

	(a)	(kg)	(kg/10a)
水稲	250.0	12,000	480
水稲(種子)	190.0	9,120	480
小麦	320.0	11,520	360
小麦(種子)	290.0	10,440	360

農業経営等に関する目標：（R13 目標）
目標所得　　：　500 万円
年間労働時間：　1,200 時間

種子の栽培も行っており、排水対策、ドローンによる薬剤散布等を行い水稲・麦の品質向上と安定生産、作業の効率化を図っている。
構成員の高齢化が進んでおり、労働力の確保が難しくなっているが、構成員の後継者に働きかけ新規加入者の確保に努めるとともに臨時雇用の活用を行うということです。

議案第 7 号-2（更新）
申請者　　：[redacted]
住所　　：[redacted]
生年月日　　：[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）

	(a)	(kg)	(kg/10a)
苺	30.0	13,500	4,500
水稲	300.0	13,500	450

農業経営等に関する目標：（R13 目標）
目標所得　　：　650 万円
年間労働時間：　2,000 時間

炭疽病が発生しており、収量が不安定である。
育苗期の水質管理と病害虫防除を徹底して品向上と安定生産を目指す。
天敵資材によりハダニ類の発生を抑制するとともに化学農薬の使用量の提言及び防除作業の効率化を進め、令和７年度から拡大した臨時雇用の活用を継続する。
機械・施設の整備点検を徹底して更新頻度を下げ、コスト削減に努めるということです。

議案第７号-3（更新）
申請者　　：[redacted]
住所　　：[redacted]
生年月日　　：[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）

	(a)	(kg)	(kg/10a)
苺	12.0	5,400	4,500
水稲	29.0	1,200	414

農業経営等に関する目標：（R13 目標）
目標所得　　：　370 万円
年間労働時間：　2,000 時間

育苗中に病害虫が発生しており、収量が不安定となっている。
育苗管理の徹底と夜冷を導入して収量を確保し増収を図る。
家族経営を行っているが、今後高齢化による労働力の不足が予想されるため、臨時雇用の活用を検討し労働力を確保するとのことです。

議案第７号-4（更新）
申請者　　：[redacted]
住所　　：[redacted]
生年月日　　：[redacted]
[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）

	(a)	(kg)	
ブロッコリー	150.0	18,200	1,213
スイートコーン	120.0	14,400	1,200
ホウレンソウ	20.0	3,000	1,500
サニーレタス	30.0	4,500	1,500
ニンジン	30.0	18,000	6,000
オクラ	5.0	1,600	3,200
ピーマン	10.0	5,000	5,000

農業経営等に関する目標：（R13 目標）
目標所得　　：　600 万円
年間労働時間：　2,000 時間

現在は、露地野菜に品目を集約し、効率的に生産が行えている。
今後は品質の組み合わせにより、圃場を有効利用し、さらに効率化を図る。
有機質資材の施用による環境負荷低減にも努める。経営の合理化を図るため、家族経営協定を締結し役割分担を明確化して効率化を図っている。
今後は必要に応じ家族経営協定を見直すとともに、研修等による雇用者の栽培技術習得にも努め作業効率の向上を目指すとのことです。

議案第 7 号-5（新規）
申請者　　：[redacted]
住所　　：[redacted]
生年月日　　：[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）

	(a)	(kg)	(kg/10a)
苺	25.5	11,500	4,510

農業経営等に関する目標：（R13 目標）
目標所得　　：　370 万円
年間労働時間：　2,000 時間

令和 7 年度に個人で認定を受けました[redacted]氏が法人化を行ったため今回、新規に認定を行った内容となります。

現状につきましては炭疽病が発生しており、収量が不安定である。
育苗期の病害虫防除を徹底、また培地加温を導入して安定生産と暖房コストの削減を目指す。
天敵資材によりハダニ類の発生を抑制するとともに化学農薬の使用量の低減及び防除作業の効率化を進める
。現在、臨時雇用を活用し、労働力を確保しているが今後は社労士に相談し、法定労働条件の遵守に努める。機械・施設の整備点検を徹底して更新頻度を下げ、コスト削減に努めるということです。

議長
議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第8号について、事務局より説明を願います。

事務局
それでは、議案第8号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。
今月は、除外案件が4件です。

議案第8号－1（除外）
地図・図面：　[redacted]
申出区分：　農用地からの除外
申請地：　[redacted]　田　499㎡
併用地：　無
除外前用途：　農地
除外後用途：　非農家の自己住宅
土地所有者：　[redacted]
土地利用者：　[redacted]
農地区分：　2種農地
【施設概要】　住宅2階建（新設）1棟　117.77㎡
【利用率】　23.60%（≧22%）
【資金内訳】　土地代35万円、造成費300万円、建築費2,500万円
合計2,835万円
＜内訳＞自己資金0円、借入金2,835万円
譲受人は、現在借家にて家族4人で生活しております。これから父母が高齢となるため、

近い将来介助が必要となることも考え父母の居住するところの近くの農地の中で候補地を検討した結果、営農への影響がもっとも軽微である申請地を選定しました。
【工事着工時期】　令和８年 12 月
【供用開始時期】　令和９年６月
【造成】　天土除去後、花崗土による 15 ㎝の盛土
【排水】　雨水：ため桝から西側町道内ヒューム管へ放流
　　汚水：合併浄化槽による処理後、西側町道内ヒューム管へ放流
【除外申出に係る意見書】
　申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び宮池水利組合の連名による意見書が添えられております。
　これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第２項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第８号－2（除外）
地図・図面：　[redacted]
申出区分：　農用地からの除外
申請地：　[redacted]　田　259 ㎡
併用地：　[redacted]　田　1,172 ㎡の内 425 ㎡及び農道　合計 451 ㎡
除外後用途：　特定建築条件付売買予定地
土地所有者：　[redacted]
土地利用者：　[redacted]
農地区分：　２種農地
【施設概要】　特定建築条件付売買予定地　　住宅２階建て　２棟　218.60 ㎡
【資金内訳】　土地代 100 万円、造成費 600 万円、建築費 2,000 万円
合計 2,700 万円　　＜内訳＞自己資金０円、借入金 2,700 万円
　譲受人は、[redacted]に主たる事務所を置き、平成 29 年に設立した不動産業を主に営む法人です。綾川町の市街地近郊での宅地販売を検討するなかで、申請地周辺地域における分譲住宅建築状況及び販売動向から、今回の計画に至ったものです。
　　申請地は、幹線道路にアクセスが良好で、幹線道路沿いにはスーパー等の店舗があり、綾川中学校や陶駅からも近く、利便性が高い地域のため、需要を充足できると判断し、本申請に及んだものです。
【工事着工時期】　令和８年 12 月　　【供用開始時期】　令和９年４月
【造成】　花崗土による盛土 H＝0.2m～1.6m
コンクリートＬ型擁壁 H=1.0m～1.6m　コンクリート重力式擁壁 H=0.6m～1.1m
【排水】　雨水：最終桝を設置し、西側地先農道の既設排水管へ放流
汚水：合併浄化槽を経由し、西側地先農道の既設排水管へ放流
　申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び

[redacted]水利組合の連名による意見書が添えられております。
これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」１３条第２項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第８号－3（除外）
地図・図面：　[redacted]
申出区分：　農用地からの除外
申請地：　[redacted]　田　487 ㎡
併用地：　無
除外後用途：　分家住宅
土地所有者：　法定相続人３名（被相続人　[redacted]）
[redacted]
[redacted]
[redacted]
土地利用者：　[redacted]
農地区分：　1種農地
説明：
【施設概要】　住宅２階建（新設）1棟　138.53 ㎡
　　カーポート平屋建（新設）　1棟　28 ㎡
【利用率】　22.33％（≧22％）
【資金内訳】　土地代 0 円、造成費 500 万円、建築費 2,500 万円
合計 3,000 万円　　＜内訳＞自己資金 0 円、借入金 3,000 万円
　譲受人は、現在家族 2 人で親族等と同居しているが、将来的に家族が増える計画もあり、現在の住居では手狭であることから。新たな住宅の建築を計画しました。将来的に農業を継承する意向もあり、また将来的な親の介護等の事業から、譲渡人の所有地のなかで候補地を検討した結果、申請地は 1 種農地ではあるが、営農への影響が軽微であり、実家に最も近くに位置し、利便性がよいことから選定しました。
【工事着工時期】　令和 9 年 1 月
【供用開始時期】　令和 10 年 1 月
【造成】　天土を造成・整地（盛土・切土なし）
【排水】　雨水：既設排水施設から北側地先水路へ放流
　　汚水：合併浄化槽を経由し、北側地先水路へ放流
　申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び[redacted]土地改良区、[redacted]水利組合の連名による意見書が添えられております。
これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」１３条第２項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第８号－４（除外）
地図・図面：　[redacted]
申出区分：　農用地からの除外
申請地：　[redacted]　田　463 ㎡
併用地：　[redacted]　宅地　203.11 ㎡外３筆　合計 1,506.52 ㎡
除外前用途：　農地
除外後用途：　事業用地（境内地）
土地所有者：　[redacted]
土地利用者：　[redacted]
農地区分：　２種農地
説明：
【施設概要】　境内地（お焚き上げ供養等の社寺儀式での使用）
【資金内訳】　土地代 50 万円、造成費 0 円、建築費 0 円
合計 50 万円　　＜内訳＞自己資金 50 万円、借入金 0 円
　譲受人は、綾川町枌所西に所在する宗教法人です。お焚き上げ供養等の社寺儀式を行うための土地を確保しようとするものです。寺の儀式や行事等を行うにあたり、檀家に訪問対応や土地の管理を行う必要があるため、本堂に近い農地のなかで候補地を検討した結果、営農への影響が軽微である申請地を選定しました。
【工事着工時期】　許可後
【供用開始時期】　許可後
【造成】　無
【排水】　雨水：自然浸透
　　汚水：無
【除外申出に係る意見書】
　申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられております。
　これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第２項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長
　議案第８号についてご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
続きまして、議案第9号について、事務局より説明を願います。

事務局
それでは、議案第9号「令和7年度の活動点検・評価について」説明します。この内容については、毎月提出いただいている活動記録簿をとりまとめ、点検・評価するもので、農業委員会法によりその結果を公表することとなっています。

令和7年4月1日現在の農業委員会の体制としましては、農業委員が18名、農地利用最適化推進委員が20名で、任期満了が令和9年7月となっております。農家・農地等の概要としまして、総農家数 1670 戸。これは、直近の令和 2 年の農業センサスに基づく数字です。基幹的農業従事者数1,083人、内380人が女性となっており40歳以下は61人となっています。また、耕地面積は1,810haとなっております。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。

次のページをご覧ください。担い手への集積については、既存の担い手への集積は進んでいるものの、高齢等による経営規模の縮小もあり、全体として集積がなかなか進まない状態となっており、集積率は32.8%にとどまっています。また、令和7年度末の集積目標747 haに対し、新規集積面積は－8ha で合計627.9 haの実績で、達成率は85.2%です。
つづいて、遊休農地について、既存遊休農地と前年度に新規に発生した遊休農地の解消面積は合計2.4haで1号遊休農地は減少傾向にあります。

所有者の高齢化や遠方での居住により保全管理ができず新規の遊休農地が発生したが、意向調査等の結果土地所有者による遊休農地の解消が行われた農地や、荒廃が進み再生利用な困難となった農地が発生したため、結果として1号遊休農地面積が減少しました。緑区分から黄区分に移行する遊休農地も多く、緑区分の遊休農地をいかに解消させるのかが今後の課題としてあります。

令和7年度の新規参入については、参入実績が2経営体。取得農地面積は4.2haとなっております。今後の目標としましては、継続して相談会や綾川町の広報誌などで周知して行きたいと思っています。

最適化活動の活動目標としては、1月あたり8日の活動日数を目標とし、年3回の活動強化月間を設定しました。

実績としては、活動強化月間については目標回数を実施できましたが、各委員の1月あたりの活動日数が目標の8日に対し､月平均2日と目標を大きく下回る結果となりました。以上のことから､点検･評価結果としては､｢目標に対して期待をやや下回る結果となった｣となりました。

最後に、事務の実施状況ですが、農業委員会総会を各月1回開催し、3条許可を52件、転用事務を36件処理しました。また、違反転用の対応としましては、年度末の違反転用面積が0.4ha、違反転用解消面積が0.07haとなっております。

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第9号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。
今月は3件です。
それでは説明させていただきます。

報告1－1
貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
申請地：[redacted]　田　4,502㎡
解約日：令和8年9月30日
売買目的の解約で、離作補償はありません。

報告1－2
貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
転貸人：高松市仏生山町　　香川県農地機構
申請地：[redacted]　田　1,412㎡ 外1筆　合計2,011㎡
解約日：令和8年7月31日
転用目的の解約で、離作補償はありません。

報告1－3
貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
転貸人：高松市仏生山町　　香川県農地機構
申請地：[redacted]　田　931㎡
解約日：令和8年6月30日
売買目的の解約で、離作補償はありません。

議長
報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
　　続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局
　報告第２号、綾川町地域計画の変更について説明します。
　今月は地域計画からの除外が 5 件となっております。
　議案書 P.22 から P.30 をご覧ください。
　昭和地区、陶地区、羽床地区、枌所地区の 4 地区において地域計画に位置付けられている農地について、地域計画から除外するものです。
　今回の対象農地は、羽床地区の小野甲 306-1 外 2 筆を除き、議案第 11 号の「綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」でも協議した農地であり、農地転用のために地域計画からの除外を行うものとなっております。
[redacted]については、白地の農地であるため、農振除外の手続きは不要の案件になります。
　農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。
　変更を行う地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、それぞれ下線で表示しており、除外と編入をすることによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。
　地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。
　説明は以上でございます。

議長
　報告第 2 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
　以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。
　それでは、採決に入ります。
　本日提案された第 1 号議案から第 9 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同
　全員挙手

議長
　全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理
　本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第５回定例農業委員会を閉会いたします。

午後　３時　１０分　　閉会